

山梨県公報

第千六百三十四号

平成十八年

一月二十三日

月 曜 日

目次

告示

合併市町村の人口を当該市町村の山梨県議会議員選挙区に属する区域の人口にあん分して得た人口……………一五

道路の区域変更……………一五

道路の供用開始(三件)……………一六

建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………一六

公告

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………一七

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………一七

土地改良区役員の退任及び就任……………一七

教育委員会

山梨県教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の分限、懲戒、諮問委員会規程を廃止する訓令……………一八

山梨県教科用図書採択地区の設定の一部を改正する告示……………一九

告示

山梨県告示第三十一号

市町村の合併の特例に関する法律施行令(昭和四十年政令第五十二号)第十三条第一項の規定により、平成十七年十二月二十七日付け官報で公示された平成十七年国勢調査における合併市町村の人口を当該市町村の山梨県議会議員選挙区に属する区域の人口にあん分して得た人口を、次のとおり告示する。

平成十八年一月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

| | | |
|--------|-----------------|--------------|
| 合併市町村名 | 選挙区名 (旧市町村名) | 選挙区にあん分された人口 |
| 山梨市 | 東山梨郡選挙区 | 六、八八九 |

| | | |
|--------|--|--------|
| 南アルプス市 | (勝沼町、大和村) | |
| | 山梨市選挙区 (山梨市) | 三一、七九五 |
| 北杜市 | 中巨摩郡選挙区 (八田村、白根町、芦安村、若草町、榊形町、甲西町) | 七二、〇七二 |
| | 北巨摩郡選挙区 (明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町、武川村) | 四二、一六九 |
| 甲斐市 | 中巨摩郡選挙区 (竜王町、敷島町) | 五九、八八七 |
| | 北巨摩郡選挙区 (双葉町) | 一四、一七九 |
| 笛吹市 | 東山梨郡選挙区 (春日居町) | 七、四一〇 |
| | 東八代郡選挙区 (石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村) | 六三、七八〇 |
| 上野原市 | 南都留郡選挙区 (秋山村) | 二、一二九 |
| | 北都留郡選挙区 (上野原町) | 二六、八五七 |
| 身延町 | 西八代郡選挙区 (下部町) | 四、九一五 |
| | 南巨摩郡選挙区 (中富町、身延町) | 一一、四一八 |

山梨県告示第三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十八年二月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士河口湖富士線
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|---|-------------|--------------|-----------------|----------------|
| | 旧 | 新 | | |
| 南都留郡富士河口湖町大字船津字生木塚三二六九番の一〇地先から南都留郡富士河口湖町大字船津字生木塚六六三番の六六地先まで | 七・〇 一三・二 | 一〇・八 二〇・〇 | | 五二〇・〇 五二〇・〇 |

山梨県告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十八年二月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長 (メートル) | 供用開始の 期日 |
|-------|-------|--|--------------|---------------------|
| 県道 | 敷島田富線 | 甲斐市大字名取字上河原一四一番の一地先から甲斐市大字富竹新田字上北裏一五六番地先まで | 三五七・五 | 平成十八年 一月二十四 日 |

山梨県告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十八年二月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長 (メートル) | 供用開始の 期日 |
|-------|--------|--|--------------|---------------------|
| 県道 | 北杜富士見線 | 北杜市大泉町大字谷戸官有無番地地先から北杜市大泉町大字谷戸官有無番地地先まで | 一九三・〇 | 平成十八年 一月三十一 日 |

山梨県告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十八年二月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長 (メートル) | 供用開始の 期日 |
|-------|----------|--|--------------|----------------|
| 県道 | 四日市場上野原線 | 上野原市秋山大字原字中野原一四二九番の二地先から上野原市秋山大字尾崎字下尾崎一〇八九八番の三地先まで | 八四〇・〇 | 平成十八年 一月三十日 |

山梨県告示第三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年一月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置
南巨摩郡増穂町小林字中村南一九〇六番五
- 二 道路の幅員
最大四・八〇メートル 最小四・七〇メートル
- 三 道路の延長
三四・八六メートル

山梨県告示第三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年一月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置
山梨市小原西字八王子七七八番九
- 二 道路の幅員
最大四・〇八メートル 最小四・〇六メートル
- 三 道路の延長
一六・四五メートル

公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十八年二月二十三日まで縦覧に供する。

平成十八年一月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 1 名称 マックスバリュ甲府長松寺店
 - 2 所在地 甲府市長松寺町六百七十三番地外
- 二 届出の内容及び公告日
 - 1 内容 新設

- 2 公告日 平成十七年九月五日
- 三 意見の概要
 - 1 駐車場出入口における交通誘導及び交通整理について
 - 2 廃棄物等の保管及び処理について

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十八年一月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
笛吹市八代町北字和泉一八八二、一八八二の二、一八六五、一八六六、一八六六の二、一八六七、一八六七の二、一八八八の一、一八八八の三、一八八八の四、一八八八の五、一八八九、一八九一の一、一八九一の二、一八九一の三、一八九一の四、一八九一の五、一八九一の六、一八九一の七、一八九四、一八九六、一九〇三の一、一九〇三の二、一九〇三の三、一九〇六、一九〇九、一九一〇の一、一九一〇の二、一九一〇の三、一九一〇の四、一九一三、一九一七の一、一九一七の二、一九一七の三、一九一七の四、一九一七の五及び一九一七の六並びに字前田一九二三の一、一九二四の二、一九二五、一九二九及び一九三八の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

| 公共施設の種類 | 位置及び区域 |
|---------|---------|
| 水路 | 次の図のとおり |
| 道路 | |

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局石和建设部及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市山宮町二千七百五十番地一 株式会社福島運輸 代表取締役 福島文雄

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、富士見土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十八年一月二十三日

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県教育委員会告示第一号

山梨県教科用図書採択地区の設定の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年一月二十三日

山梨県教育委員会

委員長 曾 根 修 一

第一条 山梨県教科用図書採択地区の設定(昭和三十九年山梨県教育委員会告示第六号)の一部を次のように改正する。

「南アルプ

」南アルプ

表峡東の項中「・豊富村」を削り、同表中巨摩の項中

ス

を

ス

甲 斐

甲 斐
中 央

に改め、「玉穂町・」及び「・田富町」を削る。

第二条 山梨県教科用図書採択地区の設定の一部を次のように改正する。

表峡東の項中「中道町・」を削り、同表峡南の項中「上九一色村・」を削る。

第三条 山梨県教科用図書採択地区の設定の一部を次のように改正する。

表峡北の項中「北巨摩(小淵沢町)」を削る。

附 則

この告示中第一条の規定は平成十八年二月二十日から、第二条の規定は平成十八年三月一日から、第三条の規定は平成十八年三月十五日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番